

2013年 2月25日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 1月

Contents

税務法規

1. 『地区を跨いで経営し一括して納税する企業の所得税徴収管理弁法』に関する公告(国税発[2012]57号)
2. 租税条約における財産収益に関する公告(国家税務総局公告「2012」59号)
3. 中国APA年度報告(2011)
4. その他の通達

商務法規

1. 台湾投資者による第三国を経由した投資の認定に関する暫行規定(討論稿)
2. 中韓社会保障協定および議定書に関する通達(人社庁発[2012]120号)
3. 香港およびマカオのサービス業者が深セン市および広州市において行う債券買取取引企業の試行設立に関する通達(商資函[2012]1091号)

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2013年1月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 1月 4日 第2013001号
- ▶ 2013年 1月 11日 第2013002号
- ▶ 2013年 1月 18日 第2013003号
- ▶ 2013年 1月 25日 第2013004号

Japan Business Servicesグループで、2013年1月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 『地区を跨いで経営し一括して納税する企業の所得税徴収管理弁法』に関する公告(国税発[2012]57号)

概要

財政部、国家税務総局及び中国人民銀行が2012年6月12日に共同で公布した財預[2012]40号(以下、「40号」)、すなわち、『省、市を跨ぐ総分支機構間の企業所得税の分配及び予算管理弁法』に基づき、国家税務総局は2012年12月27日に『国家税務総局公告[2012]57号』(以下、「57号公告」)を公布し、地区を跨いで経営し一括して納税する企業の所得税に関する徴収管理弁法を公布した。

57号公告の主な内容は、以下の通りである。

項目	規定
二級分支機構の定義	<p>二級分支機構は法律に従い設立され、非法人営業許可証(登記証書)を取得した一括納税企業で、且つ総機構がその財務、業務及び人事等に対して直接一括計算と管理を行う分支機構を指す。</p> <p>以下の二級分支機構は、所在地税務機関で企業所得税を分担納付しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主体的な生産・経営機能を備えておらず、且つ所在地において増値税及び営業税の納税義務を負っていない、製品のアフターサービス、内部研究開発、倉庫保管等の総機構の補助的な業務のみに従事する二級分支機構。 ▶ 前年度に認定された小規模低収益企業が設立した二級分支機構。 ▶ 新しく設立された二級分支機構は、設立年度においては所在地で企業所得税を分担納付しない。 ▶ 登記抹消された二級分支機構の抹消年度において、税務抹消登記の日が所属する企業所得税納税期間より、所在地で企業所得税を分担納付しない。 ▶ 一括納税を行う企業が中国国外で設立した法人資格を有しない二級分支機構。
一括納税による企業所得税の計算	<p>分支機構の分担比率</p> <p>総機構は前年度の分支機構における営業収入、従業員給与及び資産総額という三つの要素(以下、「三要素」)により、各分支機構の分担所得税額の比率を算定する。分支機構の分担比率は、一度、一定の算定方法によって定められると、以下のような状況を除き、当該年度において変更することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 二級分支機構の抹消年度、すなわち、税務抹消登記の日が属する企業所得税納税期間より、所在地で企業所得税を分担納付しない。

項目	規定
一括納税による企業所得税の計算(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一括納税を行う企業が企業再編等でその他の企業から、企業再編を行う前から存在していた二級分支機構を取得する場合、当該二級分支機構は規定に従い、分担納付する必要がある企業所得税額を計算し、所在地にて税金を納付しなければならない。 ▶ 一括納税を行う企業の中で企業所得税の分担納付を行う総機構と二級分支機構との間で行われた合併、分割、マネージメントの変更等によって、形成された新設或いは存続する二級分支機構は、規定に従い、分担納付する必要がある企業所得税額を計算し、所在地にて税金を納付しなければならない。
	<p>三要素</p> <p>三要素とは、全国統一の会計制度に従い計算される分支機構の前年度1年間における営業収入、従業員給与及び前年度12月31日の資産総額のことを指す。納税年度において、総機構が初めて分担税額を計算する際に用いた三要素に関するデータは、その後中国公認会計士が監査を経て確認したデータと異なる場合においても、変更する必要がない。</p> <p>税率が同一の地区における総分支機構の納税額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ まず、一括納税を行う企業における当期の課税所得額を計算する。 ▶ 次に、以下の計算方法に基づき、分支機構の納付税額の分担比率を計算する。 <p>ある分支機構の分担比率＝(当該分支機構の営業収入/各分支機構の営業収入の合計)×0.35＋(当該分支機構の従業員給与/各分支機構の従業員給与の合計)×0.35＋(当該分支機構の資産総額/各分支機構の資産総額の合計)×0.30</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 最後に、総分支機構は以下の計算方法に基づき、分担税額を計算する。 <p>一括納税を行う企業における当期の納付税額＝一括納税を行う企業における当期の課税所得額×適用する所得税税率</p> <p>総機構の分担税額＝一括納税を行う企業における当期の納付税額×50%</p> <p>ある分支機構の分担税額＝一括納税を行う企業における当期の納付税額×50%×当該分支機構の分担比率</p> <p>税率が異なる地区における総分支機構の納税額の計算</p> <p>分支機構の分担比率の計算は上記と同じ。</p> <p>総分支機構は以下の公式に従い、分担税額を計算する。</p> <p>ある分支機構*に分配する課税所得額＝一括納税を行う企業における当期の課税所得額×50%×当該分支機構*の分担比率</p>

項目	規定
一括納税による企業所得税の計算(続き)	<p>一括納税を行う企業における当期の納付税額＝一括納税を行う企業における当期の課税所得額×50%×総機構が適用する所得税税率+Σある分支機構に分配する課税所得額×当該分支機構に適用される所得税税率</p> <p>総機構の分担税額＝一括納税を行う企業における当期の納付税額×50%</p> <p>ある分支機構の分担税額＝一括納税を行う企業における当期の納付税額×50%×当該分支機構の分担比率</p> <p><i>* 前述した分支機構は地区を跨いで経営する所在地で企業所得税を分担納付する合算納税企業の条件を満たす二級分支機構である。(以下、「二級分支機構」或いは「分支機構」)</i></p>
所得税の分担の取扱い	<p>所得税分担の関連項目についての異議申立</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 分支機構所在地の所轄税務機関は、総機構所在地の所轄税務機関が受理した一括納税を行う企業の分支機構所得税分配表(以下、「分配表」)、分支機構の年度財務諸表等に基づき、当該分支機構の分担比率の計算の根拠である三要素、分担税額の比率及び分担納付する企業所得税納税額についてサンプリング照合しなければならない。照合項目に異議がある場合、分配表を受け取った日から30日以内に総機構の所轄税務機関に再審査の申請に関する書類を書面で提出し、関連データ資料を送付する。 ▶ 総機構所在地の所轄税務機関は企業の再審査の申請を受け取った日から30日以内に、分支機構の分担比率について再審査を行い、再審査の結果を分支機構所在地の所轄税務機関に返信しなければならない。 <p>分担税額の計算の誤り</p> <p>一括納税を行う企業が規定に従わず、分担税額を正確に計算しておらず、総機構と分支機構との間で同時に一方(或いは複数方)が多く納税し、他方(或いは複数方)が少なく納税し、当該総機構或いは分支機構が分担した企業所得税が57号公告に定められた分担税額より少ない場合、翌納税期間において、総機構が57号公告に従い計算した分担差額分を総機構或いは分支機構に配分し税金の追加納税を行わなければならない。当該総機構或いは分支機構が分担した税額が規定より多い場合、翌納税期間において、総機構が57号公告に従い計算した分担差額分を総機構或いは分支機構に配分した税額より控除しなければならない。</p>
確定申告	<p>税金の納付または還付</p> <p>年度が終了する日から5ヶ月以内に、一括納税を行う企業の総機構は企業年度に納付或いは還付する企業所得税税額を計算し、57号公告に規定された税額の分担方法により総機構及び分支機構がそれぞれ分担する納税額或いは還付税額を計算し、総機構或いは分支機構を通じて、所在地でそれぞれ納付或いは還付を行う。また、税金の納付或いは還付に関する手続きは当該総機構或いは分支機構の所轄税務機関が担当する。</p> <p>納付税額が予定納付税額を超える場合、総機構及び分支機構の許可を得た後、次年度の納付税額から控除することができる。</p>

項目	規定
確定申告 (続き)	<p>資料に関する規定</p> <p>一括納税を行う企業が年度確定申告を行う際、その企業の総機構及び分支機構はそれぞれの所轄税務機関に分配表、分支機構の年度財務諸表、分支機構が企業年度納税調整に影響を与える程度についての説明及び企業所得税年度申告表等を提出しなければならない。</p>
資産損失控除 申告	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総機構及び二級分支機構で発生した資産損失は、特別申告及びリストによる申告の関連規定により各自で所在地税務機関に申告すべきものを除いて、二級分支機構は同時に総機構に報告しなければならない。 ▶ 三級分支機構及びそれ以下の分支機構で発生した資産損失は所轄税務機関に申告する必要がなく、二級分支機構に合算し、二級分支機構が一括申告する。 ▶ 総機構が各分支機構の資産損失を申告する場合、税務機関による特別規定がある場合を除いて、リストによる申告によって所在地税務機関に申告しなければならない。 ▶ 総機構が分支機構所属の資産をまとめて譲渡することより発生した資産損失は総機構の所在地税務機関に特別申告を行う必要がある。 ▶ 二級分支機構の所在地税務機関は二級分支機構が申告した資産損失控除申告への継続した管理を強化しなければならない。
罰則	<p>規定に従い分配表を提出しない場合</p> <p>分支機構が規定に従い申告期限内に分配表を提出しない場合、分支機構の所轄税務機関は徴収管理法の関連に基づき処罰する。総機構が分支機構に分配表を提供しない場合、分支機構の所轄税務機関は総機構の所轄税務機関に対して総機構への処罰の請求をしなければならない。</p> <p>税金の追納</p> <p>所轄税務機関が企業に対する税務調査で税金の過少申告を発見した場合、総機構は追納すべき所得税(延滞金と罰金を含む)を50:50の割合で総機構と分支機構に分担し、所在地にて税金を納付しなければならない。</p> <p>増加した課税所得額を計算する場合、過年度の損失を控除することが可能である。総機構によって統一計算される税前控除項目は、分支機構が自ら計算調整することはできない。</p>
その他の事項	<p>独立納税者と見なされる分支機構</p> <p>総機構の名義で生産経営を行う非法人分支機構により分配表を提供できず、その二級及びそれ以下の分支機構の身分を証明するための非法人営業許可証及び総機構が提供する有効な証明書及び関連資料(総機構からの割当金証明書 総機構と分支機構の契約・契約書・会社の定款及び管理制度等)が提供できない場合、57号公告の関連規定は適用されず、独立納税者と見なされ所在地にて企業所得税を納付しなければならない。</p> <p>前述の規定によって独立納税者と見なされる分支機構は、その独立納税者の身分を一年度内においては変更できない。</p>

項目	規定
その他の事項 (続き)	企業所得税の推定課税 一括納税を行う企業は企業所得税の推定課税を行うことができない。

57号公告は2013年1月1日から施行され、以下の主要な規定は廃止される。

規定の番号	タイトル
国税発[2008]28号 (28号)	地区を跨ぎ経営する企業の企業所得税一括納税に関する徴収管理暫定弁法
国税函[2008]747号 (747号)	地区を跨ぎ経営する企業の企業所得税一括納税の徴収管理に関する問題
国税函[2008]958号 (958号)	地区を跨ぎ経営する外資独資銀行による企業所得税一括納税に関する問題
国税函[2009] 号 (221号)	地区を跨ぎ経営する企業の企業所得税一括納税に関する若干の問題

所見

財預「2008」10号(以下、「10号」)(当該規定は40号の施行に伴い廃止)に基づく、財政部及び国家税務総局は2008年3月10日に共同で28号を公布し、当該規定は現行の地区を跨ぎ経営する企業の企業所得税一括納税に関する徴収管理の中心となる規定である。57号公告は40号の精神に基づき公布された規定であり、57号公告の施行に伴い、28号は2013年1月1日に廃止された。57号公告の枠組み及び内容は28号とほぼ一致しているが、28号から若干の修正があった。57号公告は地区を跨ぎ経営する企業の企業所得税一括納税徴収管理に関して、より全面的な説明をした規定であり、納税者は以下の各面について留意が必要である。

57号公告に追加された内容

57号公告は28号を基礎に改訂された規定である。28号から増加された内容は以下の通りである。

追加された内容	57号公告に該当する条項	元の規定
二級分支機構の判定	第4条、第23条、第24条	221号
異なる税率の地区に関する計算	第18条	
計算による誤りの訂正	第20条	
新設された分支機構の判定	第16条	958号

追加された内容	57号公告に該当する条項	元の規定
分支機構による資料の報告及び送付	第11条	221号及び国税発[2009]79号(以下、「79号」)すなわち、企業所得税の合算年度確定申告管理弁法
資産損失管理	第25条	国家税務総局公告[2011]25号(以下、「25号公告」)すなわち、企業の資産損失所得税税前控除管理弁法
税制優遇管理	第26条	国家税務総局公告[2012]12号(以下、「12号公告」)すなわち、西部大開発戦略の実施に関する企業所得税問題に関する公告
推定課税が認められない場合	第31条	747号文
徴収管理の範囲	第30条	国税発[2008]120号文(以下、「120号」)すなわち、新しく増加された企業所得税徴収及び管理の範囲の調整問題に関する通知

総分支機構による所得税の確定申告

57号公告の規定は、一括納税を行う企業が確定申告を行う際、総機構が企業の年度納付税額を計算し、総機構或いは分支機構を通じて、所在地でそれぞれ納付或いは還付を行うとされている。税金の還付の際は、総機構及び分支機構の許可を得た後、翌年度の納付税額から控除することができる。総分支機構が企業所得税の確定申告を行う際は、企業所得税年度納税申告表、財務諸表及びその他の関連資料を提出しなければならない。

57号公告によると、分支機構は総機構が提出した分配表に記載された納付税額或いは還付税額に基づき、所在地において税金の納付或いは還付の申請を行う。分支機構は自ら年度納税額の調整及び課税所得、納付税額の計算を行う必要がない。確定申告を円滑に行うため、分支機構もまた納税申告表の一部の項目に関してのみ記入の必要がある。また、現地で行われる税務審査の便宜を図るため、分支機構は企業年度納税調整の状況についての説明を所轄税務当局に報告する必要がある。当該説明は総機構が確認した後に提出するものであり、総機構が一括で計算調整を行う項目の場合、前述の説明を行う必要はない。

税金の追納

57号公告では、二級分支機構の所在地の所轄税務機関は、管轄する二級分支機構に対して税務調査を行うことができるが、税務調査による税金の追納に関しては、企業所得税法に従って行う必要があることが明確にされている。同時に、二級分支機構に対しての追納税額に関しては、税額の50%は総機構が分担納税し、残りの50%は調査を受けた二級分支機構が分担納税し、調査を受けていないその他の二級分支機構は分担納税の対象にならないことが明確にされている。これは、地方税務機関の税務調査に対する自主調査の尊重を表している。その他、この処理については453号にも記載されている。

所在地税務機関で税額の分担納付を行う必要のある分支機構/職能部門

57号公告によると、所在地税務機関において分担納付を行う必要のある二級分支機構を除き、総機構によって設立された以下の条件に適合する職能部門及び二級分支機構と見なされるものは、規定に基づき税額を計算し、所在地で企業所得税を分担納付しなければならない。

- ▶ 主体的な生産・経営機能を備えていること
- ▶ 当該部分における営業収入、従業員給与及び資産総額を管理職能部門と区分し計算できること

所在地で企業所得税を分担納付することのできない五種類の二級分支機構についても、57号公告で明確にされた。例えば、抹消登記されたその年度の二級分支機構及び新しく設立された二級分支機構である。以下の二級分支機構は新しく設立二級分支機構と見なされず、規定に従い、所在地で企業所得税を分担納付しなければならない。

- ▶ 一括納税を行う企業が企業再編等でその他の企業から企業再編を行う前から存在していた二級分支機構を取得する場合、当該二級分支機構は一括納税を行う企業の二級分支機構として管理される。
- ▶ 一括納税を行う企業の中で企業所得税の分担納付を行う総機構と二級分支機構との間で行われた合併、分割、マネージメントの変更等によって、形成された新設或いは存続する二級分支機構。

三要素及び各分支機構に関する分担比率

57号公告によると、三要素の所属期間は前年度に限られるものとされた。これは、ある納税年度においては、上半期、下半期の予納及び確定申告は全て同じ期間に所属する三要素の計算分担比率を用いて行われることになる。その他、57号公告は三要素が会計計算のデータであり、企業所得税法規定の概念ではないことが明確にされた。各分支機構の分担比率が確定された後は、当年度において分支機構を抹消登記する場合を除き、中国公認会計士が監査を経て確認したデータと異なる場合においても、変更する必要がないものとされた。

57号公告は2012年度企業所得税年度確定申告に適用されるか否か

国家税務総局による57号公告への解釈により、一括納税を行う企業の2012年度企業所得税確定申告は10号及び28号が適用され、40号或いは57号公告は適用されない。

10号と40号の内容を比較した場合、地区を跨いで経営し一括して納税する企業の所得税に関する徴収管理弁法についての説明には実質的な変更がないため、国家税務総局は現行の一括納税を行う企業に対する企業所得税の納付申告表及び分支機構所得税分配表の更新も並行して行わない。一括納税を行う企業は2013年度の企業所得税の予納を開始する際、現行の所得税月次(或いは四半期ごと)の納付申告表及び分支機構所得税分配表を使用して納付税額の分担及び税金の納付を行うことができ、表中の項目内容が57号公告と異なる場合、57号公告に従う。

57号公告が2012年12月27日公布されたことに鑑み、一般的に言えば、地方税務機関が新しく訂正された部分が周知され、それに基づき地方税務上の取り扱いを調整するまでには一定の時間が必要とされる。2013年度第1四半期(月)における企業所得税の申告に対してよりスムーズに対応するために、地区を跨いで経営し一括して納税する企業は、早めに57号公告、40号及び453号について細かく研究し、所轄税務当局と連絡を取り57号公告の公布による新たな変化があるかどうかについて確認し、2012年度の関連データを集める必要がある。同時に、現在使われているデータ収集システム及び納税システムを変更し、新しい申告の要求を満足させる必要もある。疑問点がある場合、税務関係の専門家に問い合わせることが望まれる。

2. 租税条約における財産収益に関する公告(国家税務総局公告「2012」59号)

概要

租税条約における財産収益条項の取扱いの規範化および統一化のため、国家税務総局は、2012年12月31日、国家税務総局公告[2012]59号(以下、「59号公告」)を公布し、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府及びシンガポール共和国政府との間の協定」(以下、「中国・シンガポール租税条約」)と中国・シンガポール租税条約及び議定書の条文解釈、すなわち国税発[2010]75号通達(以下、「75号通達」)に掲記されている財産収益に関する論点を明確にした。(75号通達の詳細は、「中国税務及び投資速報」第2010032期を参照。対象となる日本語訳があるか否か?)本公告は2012年12月31日より実施する。

59号公告の主な内容は以下の通りである。

不動産の範囲

中国・シンガポール租税条約第13条第4項及び75号通達における不動産とは、各種営業用または非営業用家屋等の建物、土地使用権及びその他不動産に付属する資産をいう。

不動産割合の判定基準

「企業の持分価値の50%以上が直接または間接に中国に所在する不動産より構成される」とは、企業が当該持分譲渡を行う前の一定期間(当条約には明確な期間の規定は置かれていないものの、実務上は3年間として判断されている。)のいずれかの時点において、譲渡される企業が直接または間接に保有する中国所在の不動産の価値が当該企業の全ての財産価値の50%以上を占めることをいう。また3年間は、持分譲渡前(譲渡の属する月を含まない)の連続する36ヶ月間をもって判断されている。

財産及び不動産の決定並びに評価

中国・シンガポール租税条約第13条第4項及び75号通達に定める財産及び不動産の価値は、譲渡時点での有効な中国における会計制度の資産(負債を考慮しない)処理の関連規定に基づいて評価されなければならない。なお、関連の不動産に含まれる土地または土地使用権の価値は、同地域または同様の性質を有する資産の比較可能な市場価格以上でなければならない。納税者が上記の規定に従い計算を行わない場合には、税務当局は当該資産の評価を行う権限を有する。

75号通達付属条文解釈第13条第5項第4号の改訂

75号通達付属条文解釈第13条第5項第4号は59号公告の公布により廃止され、以下の通り改訂された。

「シンガポール居住者が、直接または間接に中国居住者企業の持分を保有する」とは、以下の状況をいう。

- ▶ 当該シンガポール居住者が直接に中国居住者企業の持分を保有している。
- ▶ 当該シンガポール居住者が10%以上の株式を直接に保有している他の子会社を通じて、間接に中国居住者企業の持分を保有している。
- ▶ 当該シンガポール居住者と重要な利益関係がある関連会社が直接に中国居住者企業の持分を保有している、または当該関連会社が10%以上の株式を直接に保有している他の子会社を通じて、間接に中国居住者企業の持分を保有している。

上記のとおり、59号公告において、保有している中国居住者企業の持分割合の計算方法と、シンガポール居住者と重要な利益関係がある関連会社の範囲が明確にされた。

、

所見

2010年7月26日、国家税務総局は75号通達を公布し、中国・シンガポール租税条約の関連条項(財産収益条項を含む)に対する具体的な解釈を示した。75号通達における財産収益条項に対する解釈は、59号公告により調整及び修正された。納税者は、以下の点に留意が必要となる。

59号公告の適用範囲

国家税務総局は、59号公告において、外国との租税条約における関連条項が59号公告に係る中国・シンガポール租税条約の規定の内容と同様である場合、59号公告はそれらの条約の解釈及び実施についても適用されることを明確にした。

中国・シンガポール租税条約及び75号通達における不動産の定義

中国・シンガポール租税条約第6条、第13条及び75号通達に記載されている不動産の定義には他の租税条約との差異がなく、営業用及び非営業用の家屋等の建物、土地使用权及びその他不動産に付属する資産が含まれる。

不動産割合の計算

59号公告により、租税条約の財産収益条項の中における不動産に係る持分譲渡所得の関連規定が適用される場合には、財産及び不動産の決定・評価は、一般的に合理的な会計基準に基づき計算された結果とする。ただし、土地または土地使用权の会計上の金額が比較可能な市場価格より低い場合、当該比較可能な市場価格に基づき、関連資産を評価すべきである。以下に、不動産割合の計算方法を例示する。

項目	数値(千人民元)	注
総資産	68,800	A=B+C+D
-建物	15,000	B
-土地使用权	13,800	C*
-非不動産	40,000	D
中国における不動産が企業の全部の資産に占める割合	42%	$(B+C)/A \times 100\%$

*土地使用权の会計上の金額の計算は以下のとおり。

項目	数値(千人民元)	注
購入価格	1/m ²	E
面積	15,000m ²	F
耐用年数	50年	G
使用年数	4年	H
残存価額	13,800	C=E × F(1-H/G)

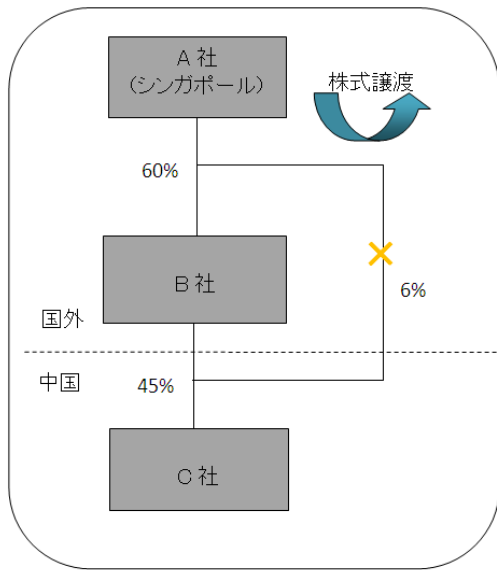
土地または土地所有権の会計上の金額が比較可能な市場価格より低い場合における不動産割合を計算する。

項目	数値(千人民元)	注
土地所有権の比較可能な市場価格	2/m ²	I
調整後の土地所有権残存価額	27,600	J=I × F(1-H/G)
中国における不動産が企業の全部の資産に占める割合	52%	(B+J)/(B+J+D) × 100%

中国居住者企業の持分割合の計算

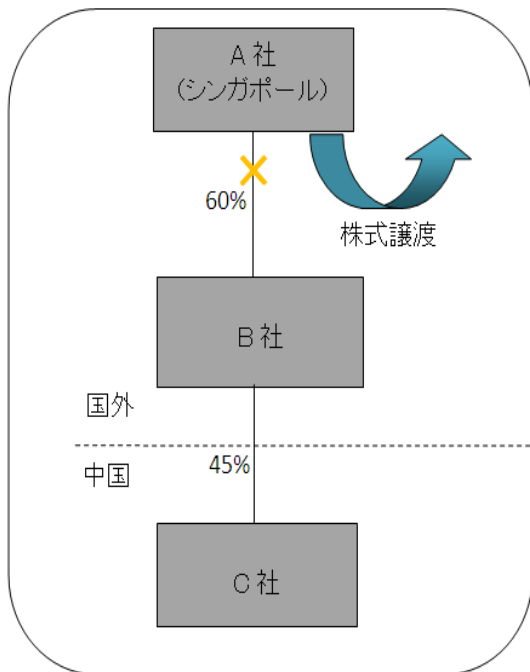
中国・シンガポール租税条約により、シンガポール居住者は中国居住者企業またはその他の法人の株式、割当、またはその他の権利の譲渡による収益について、譲渡前12ヶ月間において、直接または間接に当該企業もしくはその他の法人の25%以上の持分を保有している場合、中国において課税が行われる。以下、3つの事例を通じて、シンガポール居住者が有する中国居住者企業の持分割合の計算方法を説明する。

例1



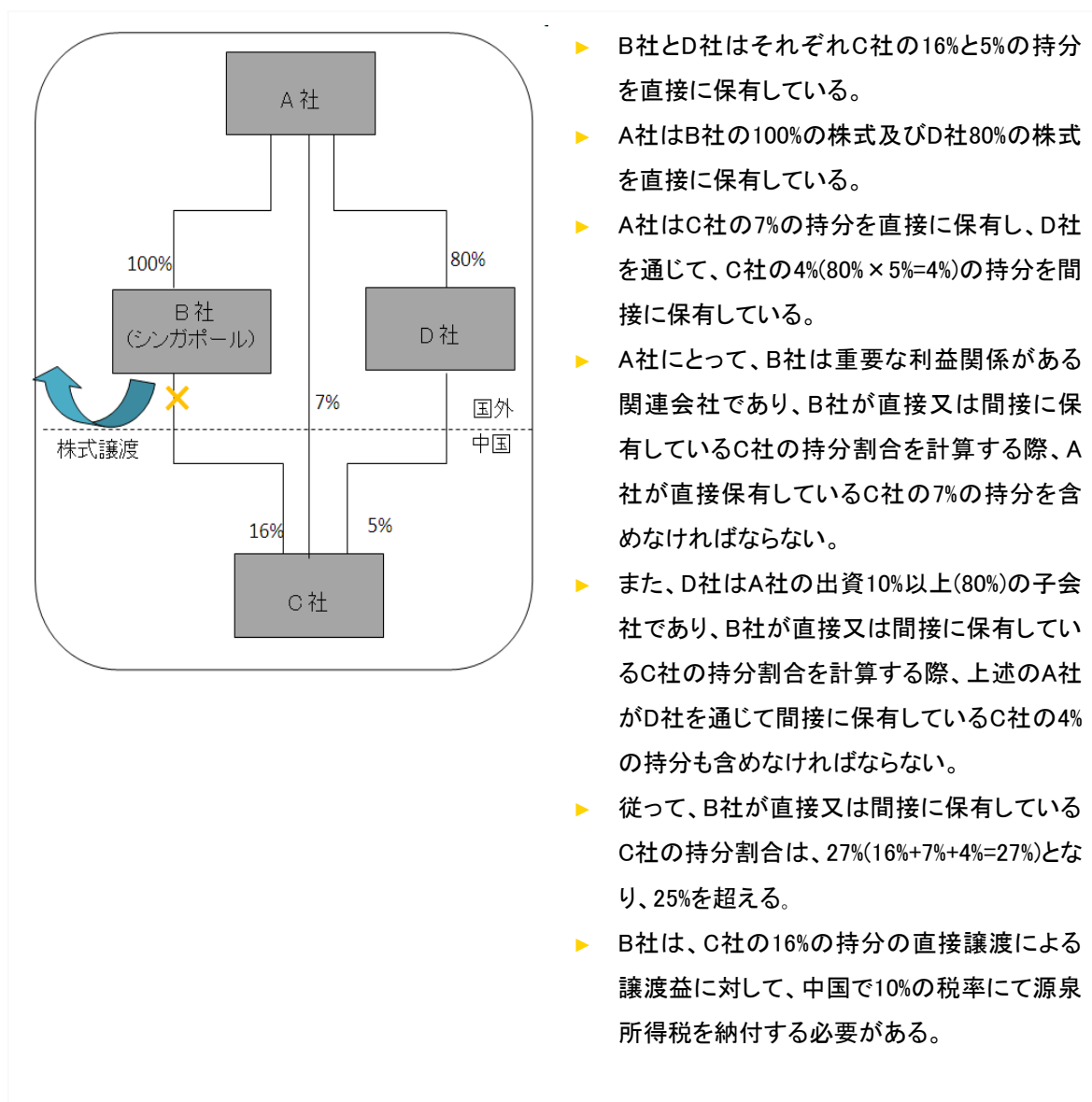
- ▶ A社はC社の6%の持分を直接に保有している。
- ▶ A社はB社の60%の株式を直接保有し、B社はC社の45%の持分を保有している。従って、A社はB社を通じて間接にC社の27%(60%×45%=27%)の持分を保有している。
- ▶ 中国・シンガポール租税条約により、A社が保有しているC社の持分割合は25%(6%+27%=33%)以上であるため、C社の6%の持分の直接譲渡による譲渡益に対して、中国で10%の税率にて源泉所得税を納付する必要がある。

例2



- ▶ A社が直接C社の持分を保有していないこと以外、事実関係は例1と同様とする。
- ▶ A社が間接に保有しているC社の持分は25%以上であるものの、A社は直接にC社の持分を保有していないため、C社の持分の間接譲渡に対する譲渡益について、以下の例外を除き中国で源泉所得税を納付する必要がある。
- ▶ 中国における課税を回避するため、A社が組織形態の乱用等を通じて、C社の持分を間接に譲渡し、かつ、合理的な事業目的を有さない場合、中国所轄税務局は当該持分譲渡取引に対して、B社の存在を否定し、取引の実質はC社の持分の直接譲渡であると認定することができる。

例3



持分譲渡をすでに行ったか、行うことを検討している外国投資者及び外商投資企業は、当59号公告を詳細に検討し、当公告が再編計画にもたらす影響について考慮すべきである。中国における不動産が企業の持分価値に占める割合及び中国居住者企業の持分の保有割合の計算を行う際、59号公告及び75号通達の規定に留意が必要である。当公告について不明点がある場合には、税務アドバイザー、または所轄税務局に関連事項を確認することが望まれる。

3. 中国APA年度報告(2011)

概要

2012年12月26日、国家税務総局は『中国APA年度報告(2011)』(以下、「2011年度報告」)の中文版及び英文版を公布した。これは、中国が対外的に公布した関連APA報告の第3番目となる。2011年度報告の公布は国家税務機関がAPAのシステム管理及びAPA業務に関する透明度の承認を表明している。当該報告には、中国税務機関がAPA交渉を実施する際に提唱した新しいコンセプト及び情報も掲載している。

2011年度報告は2005年から2011年までの期間における統計データや分析を公表し、内容と枠組みは、前二年度の報告(すなわち、2009年度報告及び2010年度報告)と一致している。当該2011年度報告は中国のAPAについての構造、プロセス、実施する際の順序及び展開を紹介し、付録には、APAの申請及び交渉に必要な「標準表証単書」がある。その他追加された部分は、主に2011年度に更新されたAPAに関するデータ及び報告に関わる業界の情報、第3章第2節の補足及び納税者がAPAを申請する際の透明度を高めるために追加された第6章『APA申請を担当する連絡係の情報(各省)』が含まれている。

我どもは2013年1月5日に最新の『移転価格税務速報』を公表し、更なる2011年度報告の重要内容及び我々の見解をまとめている。

4. その他の通達

- ▶ 回租方式による融資時における契税に関する通達(財税[2012]82号)
- ▶ 江西省が行う西部大開発の税收政策に関する通達(財税[2013]4号)
- ▶ 海事管理機構が行う車両船舶税の徴収に係る管理方法に関する通達(国家税務局、交通運輸部公告[2013]1号)
- ▶ 流通費用の削減および流通効率の高上のための総合労働計画に関する通達(国弁発[2013]5号)

商務法規

- ▶ 台湾投資者による第三国を経由した投資の認定に関する暫行規定(討論稿)
- ▶ 中韓社会保障協定および議定書に関する通達(人社庁発[2012]120号)
- ▶ 香港およびマカオのサービス業者が深セン市および広州市において行う債券買取取引企業の試行設立に関する通達(商資函[2012]1091号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

天津

町田 太郎 税務・移転価格
taro.machida@cn.ey.com +86-22-5819-3583

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

岡本 卓也 監査
takuya.okamoto@cn.ey.com +86-21-2228-6466

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

冨永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケッツ本部JBS部

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
中村 精潤	中国ビジネス一般	
nakamura-kyhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
松原 充哉	中国ビジネス一般	
matsubara-mts@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002523

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china